

反社会的勢力ではないことの表明・確約

私（本預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、現在、次の1のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。また、私は、自らまたは第三者を利用して次の2のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

私は、次の1のいずれかに該当した場合、自らまたは第三者を利用して2のいずれかに該当する行為をした場合または上記の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金口座が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、巣鴨信用金庫（以下「信用金庫」という。）になんらの請求をしません。また、信用金庫に損害が生じたときは、私がその責任を負うものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）または次のいずれかに該当すること。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、本当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（6）その他（1）から（5）に準ずること。

2. 次のいずれかに該当する行為

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用金庫の信用を毀損し、または信用金庫の業務を妨害する行為

（5）その他（1）から（4）に準ずる行為

以上

※反社会的勢力の定義「組織犯罪対策要綱の制定について（通達）」（令和2年4月1日付通達）より

1. 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）

2. 暴力団員（暴力団の構成員をいう。）

3. 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）

4. 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

5. 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

6. 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

7. 特殊知能暴力集団等（上記1. から6. に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

以上

（2021年4月1日現在）

巣鴨信用金庫